

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する
設計、施工及び維持保全の指針

1. 目的
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準[U_A 、 η_A]
3. 一次エネルギー消費量に関する基準[E_T]
4. 維持保全に関する基準

附則

1. 施行日
2. 経過措置（旧設計施工指針）
3. 経過措置（増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修）
4. 旧設計施工指針告示を読み替えた仕様（ただし、開口部比率に応じた補正を加える）
5. 一次エネルギー消費量の基準に係る設備の仕様

1 目的

この指針は、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「判断基準」という。）のIの第2の規定に準拠して、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置の適確な実施を確保することを目的とする。

2 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、判断基準のIの第2の1の1-3から1-5までの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 外皮平均熱貫流率の基準

判断基準のIの第2の1の1-3(1)イに定める外皮平均熱貫流率 U_A は、地域区分に応じて、判断基準のIの第2の1の1-3(1)の表に示す基準値以下とすること。この場合において、第i部位の熱貫流率 U_{Hi} 及び第i基礎等の外周の熱貫流率 U_{FHj} の算出に用いる材料の熱貫流率は別表第1から別表第7までに掲げる値を用いて算出することができる。ただし、それらの値を用いた計算とおおむね同等以上の性能を有することを確認することができる計算による場合においては、この限りでない。

(2) 冷房期の平均日射熱取得率の基準

判断基準のIの第2の1の1-3(2)イに定める冷房期の平均日射熱取得率 η_A は、地域区分に応じて、判断基準のIの第2の1の1-3(2)の表に示す基準値以下とすること。この場合において、第i部位の日射熱取得率 η_{ij} の算出に用いる材料の日射熱取得率は、別表第1から別表第7までに掲げる値を用いて算出することができる。ただし、それらの値を用いた計算とおおむね同等以上の性能を有することを確認することができる計算による場合においては、この限りでない。

(3) 断熱材等の施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ 断熱材は、必要な部分に隙間なく施工すること。

ロ 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。

ハ 仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。なお、屋根を断熱構造とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。

ニ グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（日本工業規格A9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの、日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。ただし、結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

3 一次エネルギー消費量に関する基準

一次エネルギー消費量に関する基準については、判断基準のⅠの第2の2の規定にかかわらず、判断基準のⅠの第2の2-3(1)に定める単位住戸の設計一次エネルギー消費量 E_T は、判断基準のⅠの第2の2-2(1)に定める単位住戸の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} を下回るものとすることができるものとする。この場合において、 E_T の算出に用いる暖房負荷及び冷房負荷については、前項により算出した部位の熱貫流率、基礎等の外周の熱貫流率及び部位の日射熱取得率を勘案することができる。

4 維持保全に関する基準

維持保全に関する基準については、判断基準のⅡの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）及び開口部の断熱性能等に係る維持保全については、その断熱性能等をできるだけ低下させないように、次のイからハまでに掲げる基準に従って適切な維持保全を行うこと。

イ 屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無について定期的に確認し、ひび割れ、剥がれ等がある場合には適切な補修を行うこと。

ロ 開口部の建具の破損、隙間等の有無について定期的に確認し、破損、隙間等がある場合には適切な補修を行うこと。

ハ ひさし又は軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無について定期的に確認し、破損がある場合には適切な補修を行うこと。

(2) 空気調和設備等の省エネルギー性能に係る維持保全については、その省エネルギー性能をできるだけ低下させないように、次のイからハまでに掲げる基準に従って適切な維持保全を行うこと。

イ 風道、配管等を有する設備については、それらの破損の有無について定期的に確認し、破損がある場合には適切な補修を行うこと。

ロ 熱源機器、ポンプ等を有する設備については、それらの作動状況を定期的に確認し、異常が

ある場合には適正化を図ること。

ハ 汚れにより省エネルギー性能が低下する設備については、定期的に清掃を行い、エネルギーの利用効率を維持すること。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に対するこの告示の適用については、前二項の規定に関わらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、当分の間、この告示の2(1)及び(2)の規定にかかわらず、次に定めるところによることができる。

5 一次エネルギー消費量に関する基準については、当分の間、この告示の3の規定にかかわらず、次に定めるところによることができる。

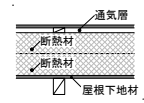
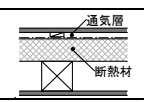
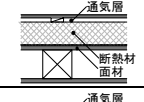
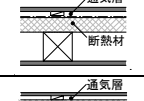
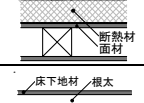
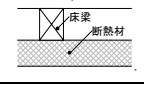

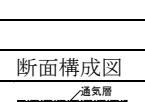
[4、5の詳細は(参考)を参照]

別表第 1

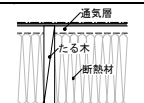
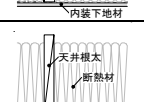
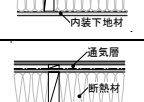
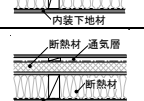
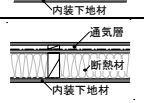
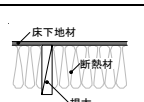
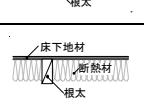
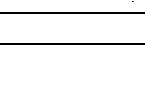


木造住宅 充填断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m ² ・K)] (基礎については[W/(m・K)])	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	【充填断熱】: 屋根たる木の上に R=7.2 以上の断熱材を充填し、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	【充填断熱】: 屋根たる木の上に R=5.0 以上の断熱材を充填し、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	【充填断熱(敷込み)】: 天井下地の上面に R=5.7 以上の断熱材を敷き込み、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	【充填断熱(敷込み)】: 天井下地の上面に R=4.0 以上の断熱材を敷き込み、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	【充填+付加断熱】: 軸組みの外側に R=1.2 以上の断熱材を設け、軸組みの間に R=2.2 以上の断熱材を充填した断熱構造とする場合	
		【充填+付加断熱】: 軸組みの外側に R=1.1 以上の断熱材を設け、軸組みの間に R=2.2 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の面材を用いた断熱構造とする場合	
	0.53	【充填断熱】: 軸組みの間に R=2.0 以上の断熱材を充填した断熱構造とする場合	
		【充填断熱】: 軸組みの間に R=1.9 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の面材を用いた断熱構造とする場合	
	0.90	【充填断熱】: 土壁の外側で軸組の間に R=0.9 以上の断熱材を充填した断熱構造とする場合	
床	0.24	【充填断熱】: 床根太の間に R=1.5 以上、かつその下面に R=3.0 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	【充填断熱】: 床根太の間に R=3.5 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.48	【充填断熱】: 床根太の間に R=2.3 以上の断熱材を充填し、Rs=0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
基礎	0.37	【外断熱または内断熱】: 鉄筋コンクリート造の基礎の外側もしくは内側に R=3.5 以上の断熱材を設けた断熱構造の場合	
		【両側断熱】: 鉄筋コンクリート造の基礎の両側に、合計して R=3.5 以上の断熱材を設けた断熱構造の場合	
	0.53	【外断熱または内断熱】: 鉄筋コンクリート造の基礎の外側もしくは内側に R=1.7 以上の断熱材を設けた断熱構造の場合	
	0.76	【外断熱または内断熱】: 鉄筋コンクリート造の基礎の外側もしくは内側に R=0.5 以上の断熱材を設けた断熱構造の場合	
	1.80	【外断熱または内断熱】: 無断熱の鉄筋コンクリート構造の場合	

- 1 各部位の日射熱取得率は、熱貫流率の値に 0.034 を乗じるにより求められる。以下同じ。
- 2 表中の R は熱抵抗値を示し、「単位は 1 ワットにつき平方メートル・度」とする。以下同じ。


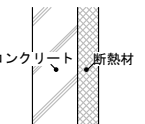
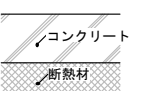
別表第2

木造住宅 外張断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m ² ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	【外張断熱】:R=0.075以上の屋根下地材等の上に、R=5.7以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
	0.24	【外張断熱】:R=0.075以上の屋根下地材等の上に、R=4.0以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
外壁	0.35	【外張断熱】:軸組みの外側に R=3.0 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
		【外張断熱】:軸組みの外側に R=0.075 以上の面材を張り、その上に R=2.9 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
	0.53	【外張断熱】:軸組みの外側に R=1.9 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
		【外張断熱】:軸組みの外側に R=0.075 以上の面材を張り、その上に R=1.7 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
床	0.24	【外張断熱】:床梁の下側に R=4.5 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
	0.34	【外張断熱】:床梁の下側に R=3.1 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		

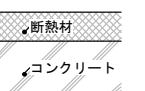
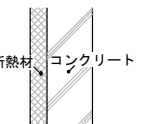
別表第3

枠組壁工法住宅 充填断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m ² ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	【充填断熱】:屋根たる木の間 R=7.2 以上の断熱材を充填し、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	【充填断熱】:屋根たる木の間 R=5.0 以上の断熱材を充填し、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	【充填断熱(敷込み)】:天井たる木の間 R=7.2 以上の断熱材を敷き込み、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	【充填断熱(敷込み)】:天井たる木の間 R=5.0 以上の断熱材を敷き込み、R=0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	【充填断熱】:壁枠組材の間に R=3.7 以上の断熱材を充填し、R=0.047 以上の面材を用いた断熱構造とする場合	
		【充填+付加断熱】:壁たて枠材の外側に R=1.3 以上の断熱材を設け、壁たて枠材の間に R=2.0 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の面材を用いた断熱構造とする場合	
	0.53	【充填断熱】:壁枠組材の間に R=2.3 以上の断熱材を充填し、R=0.047 以上の面材を用いた断熱構造とする場合	
床	0.24	【充填断熱】:床根太の間に R=4.7 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	【充填断熱】:床根太の間に R=3.2 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.48	【充填断熱】:床根太の間に R=2.1 以上の断熱材を充填し、R=0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		


別表第4

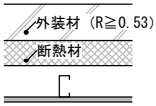

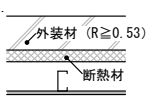
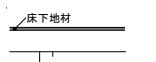

鉄筋コンクリート造等の住宅 内断熱工法の仕様			
部位	熱貫流率[W/(m ² ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.27	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R=3.5以上の断熱材を打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.35	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R=2.7以上の断熱材を打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.37	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R=2.5以上の断熱材を打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
外壁	0.39	コンクリート壁の内側(室内側)に、R=2.4以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.49	コンクリート壁の内側(室内側)に、R=1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.75	コンクリート壁の内側(室内側)に、R=1.1以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
床	0.27	床コンクリートスラブの下側(外気側)に、R=3.4以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.32	床コンクリートスラブの下側(外気側)に、R=2.8以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.37	床コンクリートスラブの下側(外気側)に、R=2.4以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.38	床コンクリートスラブの下側(外気側)に、R=2.3以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.46	床コンクリートスラブの下側(外気側)に、R=1.8以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.53	床コンクリートスラブの下側(外気側)に、R=1.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けて断熱構造とする場合	
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		

別表第5

鉄筋コンクリート造等の住宅 外断熱工法の仕様			
部位	熱貫流率[W/(m ² ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.32	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、R=3.0以上の断熱材を貼付けて断熱構造とする場合	
	0.41	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、R=2.3以上の断熱材を貼付けて断熱構造とする場合	
	0.43	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、R=2.2以上の断熱材を貼付けて断熱構造とする場合	
外壁	0.49	コンクリート壁の外側(外気側)に、R=1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.58	コンクリート壁の外側(外気側)、R=1.5以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
	0.86	コンクリート壁の外側(外気側)、R=1.0以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けて断熱構造とする場合	
床	鉄筋コンクリート造等の住宅 内断熱工法の仕様と同様		
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		

別表第6

鉄骨造の住宅の仕様例			
部位	熱貫流率[W/m ² ・K]	仕様記載例	代表的断面
天井	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様(金属熱橋が存在しない場合に限る。)		
外壁	0.35	熱抵抗 R=0.53以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間にR=4.1以上の断熱材を充填し、R=0.72以上の金属部材の断熱補強材を設けて断熱構造とした場合	

		熱抵抗 R=0.53 以上の外装材の内側に、R=2.2 以上の断熱材を貼付け、又は吹付けて断熱構造とした場合(ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。)	
	0.53	熱抵抗 R=0.53 以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間に R=2.6 以上の断熱材を充填し、R=0.33 以上の金属部材の断熱補強材を設けて断熱構造とした場合	
		熱抵抗 R=0.53 以上の外装材の内側に、R=1.3 以上の断熱材を貼付け、又は吹付けて断熱構造とした場合(ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。)	
床	0.24	【外張断熱】:床梁の下側に R=4.5 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
	0.34	【外張断熱】:床梁の下側に R=3.1 以上の断熱材を設けた断熱構造とする場合	
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		

別表第 7

建具の構成		日射熱取得率			開口部		
		ガラスのみ	障子	外付けブラインド			
建具の仕様	ガラスの仕様				熱貫流率 W/(m ² K)		
窓・引戸・框ドア	(一重) 木製 又はプラスチック製	ダブル Low-E 三層複層ガラス (G7 以上×2)	日射取得型	0.54	0.34	0.12	1.60
			日射遮蔽型	0.33	0.22	0.08	
	Low-E 三層複層ガラス (G6 以上×2)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70	
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10		
	Low-E 三層複層ガラス (A9 以上×2)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70	
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10		
	Low-E 複層ガラス (G12 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	1.90	
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E 複層ガラス (A10 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33	
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E 複層ガラス (G8 以上 G12 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33	
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	遮熱複層ガラス (A10 以上)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	2.91	
		熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10		
		熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06		
		熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12		
	複層ガラス (A10 以上)		0.79	0.38	0.17		
	Low-E 複層ガラス (A5 以上 A10 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91	
日射遮蔽型		0.40	0.26	0.11			
Low-E 複層ガラス (G4 以上 G7 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91		
	日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11			
遮熱複層ガラス	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	3.49		

		(A6 以上 A10 未満)	熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	6.51		
			熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06			
			熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12			
		複層ガラス (A6 以上 A10 未満)			0.79	0.38		0.17	
		単板ガラス			0.88	0.38		0.19	
		熱線反射ガラス	1 種	0.68	0.35	0.16			
			2 種	0.49	0.30	0.13			
			3 種	0.23	0.20	0.08			
		熱線吸収板ガラス 2 種			0.63	0.34		0.15	
		(一重) 金属・プラスチック (木) 複合構造製	Low-E 複層ガラス (G16 以上)	日射取得型	0.64	0.38		0.15	2.15
				日射遮蔽型	0.40	0.26		0.11	
			Low-E 複層ガラス (A10 以上)	日射取得型	0.64	0.38		0.15	2.33
				日射遮蔽型	0.40	0.26		0.11	
			Low-E 複層ガラス (G8 以上 G16 未満)	日射取得型	0.64	0.38		0.15	2.33
日射遮蔽型	0.40			0.26	0.11				
Low-E 複層ガラス (A5 以上 A10 未満)	日射取得型		0.64	0.38	0.15	3.49			
	日射遮蔽型		0.40	0.26	0.11				
Low-E 複層ガラス (G4 以上 G7 未満)	日射取得型		0.64	0.38	0.15	3.49			
	日射遮蔽型		0.40	0.26	0.11				
遮熱複層ガラス (A10 以上)	熱線反射ガラス 1 種		0.61	0.33	0.14	3.49			
	熱線反射ガラス 2 種		0.38	0.24	0.10				
	熱線反射ガラス 3 種		0.16	0.12	0.06				
	熱線吸収板ガラス 2 種		0.52	0.28	0.12				
複層ガラス (A10 以上)			0.79	0.38	0.17				
遮熱複層ガラス (A6 以上 A10 未満)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.07				
	熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10					
	熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06					
	熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12					
複層ガラス (A6 以上 A10 未満)			0.79	0.38	0.17				
(一重) 金属製熱遮断構造	Low-E 複層ガラス (A10 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91			
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11				
	Low-E 複層ガラス (G8 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91			
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11				
	Low-E 複層ガラス (A6 以上 A10 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49			
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11				
	Low-E 複層ガラス (G4 以上 G7 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49			
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11				
	遮熱複層ガラス (A10 以上)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	3.49			
		熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10				
		熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06				
		熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12				
	複層ガラス (A10 以上)			0.79	0.38	0.17			

	遮熱複層ガラス (A6 以上 A10 未満)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.07	
		熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10		
		熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06		
		熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12		
		複層ガラス (A6 以上 A10 未満)	0.79	0.38	0.17		
	(一重) 金属製	Low-E 複層ガラス (A10 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		Low-E 複層ガラス (G8 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		Low-E 複層ガラス (A5 以上 A10 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	4.07
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		Low-E 複層ガラス (G4 以上 G7 未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	4.07
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		遮熱複層ガラス (A10 以上)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.07
			熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	
			熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06	
			熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12	
		複層ガラス (A10 以上)	0.79	0.38	0.17		
		遮熱複層ガラス (A4 以上 A10 未満)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.65
			熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	
			熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06	
			熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12	
		複層ガラス (A4 以上 A10 未満)	0.79	0.38	0.17		
	単板ガラス+単板ガラス (A12 以上)	0.79	0.38	0.17	4.07		
単板ガラス+単板ガラス (A6 以上 A12 未満)	0.79	0.38	0.17	4.65			
単板ガラス		0.88	0.38	0.19	6.51		
熱線反射ガラス	1 種	0.68	0.35	0.16			
	2 種	0.49	0.30	0.13			
	3 種	0.23	0.20	0.08			
熱線吸収板ガラス 2 種	0.63	0.34	0.15				
窓	(二重) 金属製+プラスチック (木) 製	単板ガラス+Low-E 複層ガラス (A12 以上)	日射取得型	0.60	0.38	0.14	1.90
			日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12	
	(二重) 金属製+金属製 (枠中間部熱遮断構造)	単板ガラス+複層ガラス (A12 以上)	日射取得型	0.60	0.38	0.14	2.33
			日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12	
		単板ガラス+Low-E 複層ガラス (A6 以上 A12 未満)	日射取得型	0.60	0.38	0.14	2.33
			日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12	
単板ガラス+単板ガラス	0.80	0.39	0.17	2.91			
(二重) 金属製+金属製 (枠中間部熱遮断構造)	単板ガラス+単板ガラス		0.80	0.39	0.17	3.49	
ドア	木製断熱積層構造	Low-E 複層 (A10 以上) 又は「ガラスなし」		0.079		2.33	

		三層複層 (A12 以上×2)	0.079	2.33
		複層 (A10 以上)	0.099	2.91
		Low-E 複層 (A6 以上 A10 未満)	0.099	2.91
	金属製高断熱構造 扉：高断熱フラッシュ構造、辺縁部等熱遮断構造 枠：熱遮断構造	Low-E 複層 (G12 以上) 又は「ガラスなし」	0.060	1.75
	金属製高断熱構造 扉：断熱材充填フラッシュ構造、辺縁部等熱遮断構造 枠：熱遮断構造又は金属・プラスチック複合構造製	Low-E 複層 (A10 以上) 又は「ガラスなし」	0.079	2.33
		複層 (A10 以上)	0.099	2.91
		Low-E 複層 (A6 以上 A10 未満)	0.099	2.91
	金属製 扉：断熱材充填フラッシュ構造 枠：熱遮断構造	複層 (A12 以上) 又は「ガラスなし」	0.119	3.49
	木製 扉：木製、枠：金属製	複層 (A4 以上) 又は「ガラスなし」	0.158	4.65
	金属製 扉：断熱材充填フラッシュ構造	複層 (A4 以上) 又は「ガラスなし」	0.138	4.07
	金属製 扉：ハニカムフラッシュ構造	複層 (A4 以上) 又は「ガラスなし」	0.158	4.65
引戸	金属製 扉：断熱材充填フラッシュ構造、枠：熱遮断構造	複層 (A12 以上) 又は「ガラスなし」	0.119	3.49
<p>1 「Low-E 複層」とは、少なくとも一方のガラスに Low-E ガラス（ガラス表面に低放射膜を配したガラス）を使用した 2 枚の板ガラスと 1 つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-E ガラスの Low-E 膜面は中空層に面するように配される。</p> <p>2 「ダブル Low-E 三層複層」とは、少なくとも 2 枚のガラスに Low-E ガラスを使用した 3 枚の板ガラスと 2 つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-E ガラスの Low-E 膜面は中空層に面するように配される。</p> <p>3 「Low-E 三層複層」とは、少なくとも一枚のガラスに Low-E ガラスを使用した 3 枚の板ガラスと 2 つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-E ガラスの Low-E 膜面は中空層に面するように配される。</p> <p>4 「単板」とは、JIS R3202 に定めるフロート板ガラス及び磨き板ガラス、JISR3203 に定める型板ガラス、JIS R3204 に定める網入板ガラス及び線入板ガラス、JIS R3206 に定める強化ガラス、JIS R3222 に定める倍強度ガラス、JIS R3208 に定める熱線吸収板ガラス、JIS R3221 に定める熱線反射ガラス及び JIS R3205 に定める合わせガラスをいい、それらの板ガラスに表面加工による光学的な拡散性を持たせたもの（刷りガラス、フロスト加工、タペストリー加工）を含む。</p> <p>5 ガラス仕様に用いるガラス（複層ガラスのように複数枚のガラスを使用する場合はそのうちの 1 枚のガラス）について、JIS R3205 に定める合わせガラスとすることができる。</p> <p>6 上表に示すガラスの仕様より、JIS R3107 に定める板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法によるガラス中央部の熱貫流率が下回っているものについては、上表のガラスの仕様と同等として取扱うことができる。</p> <p>7 「金属・プラスチック複合構造製」とは、屋外側が金属、屋内側にプラスチックを配した構造で、屋内側の大部分がプラスチックで覆われているものをいう。</p> <p>8 「熱遮断構造」とは、金属製材の奥行き方向の中間部にプラスチック製材料等の断熱性の高い材料を挟み込んだ構造をいう。</p> <p>9 「金属製」は、アルミニウム合金等の金属で構成された構造。構成の中で一部（枠等）に金属製のほか熱遮断構造、金属・プラスチック複合構造のものを含む。</p>				

- 10 「単板+単板」とは、一重の単板ガラス入り窓のガラス部分に、別途単板ガラス入り建具を屋内側に重ねて設置したものをいい、中間部にブラインドが設置されたものを含む。
- 11 「木製断熱積層構造」とは、2枚の木製の面材の間に発泡プラスチック等の断熱材を挟み込んだ構造をいう。
- 12 「高断熱フラッシュ構造」とは、断熱フラッシュ構造のうち扉厚さ60ミリ以上のものをいう。
- 13 「辺縁部等熱遮断構造」とは、扉の小口が熱遮断構造製となっている構造をいう。
- 14 「断熱材充填フラッシュ構造」とは、2枚の面材の間に発泡プラスチック等の断熱材を挟み込んだ構造をいう。
- 15 「ハニカムフラッシュ構造」とは、2枚の面材の間にペーパーハニカムコア・水酸化アルミ紙ハニカムコア等を挟み込んだ構造をいう。

(参考) 附則 4 及び 5 のイメージ

4 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、当分の間、この告示の 2 (1) 及び(2)の規定にかかわらず、次に定めるところによることができる。ただし、鉄筋コンクリート造等の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合は除く。

4-1 断熱構造とする部分

屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)又はその直下の天井、外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井、壁、床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。))を除く。以下同じ。)及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、地域区分に応じ、断熱構造とすること。ただし、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- (1) 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- (2) 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- (3) 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- (4) 玄関・勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- (5) 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

4-2 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体を 4-1 に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の(1)及び(3)又は(2)及び(3)に定める基準によること。

(1) 躯体の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位		熱貫流率の基準値 (単位 1 平方メートル1 度につきワット)			
				地域区分			
				1 及び 2	3	4, 5, 6 及び 7	8
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		0.27	0.35	0.37	0.53
		壁		0.39	0.49	0.75	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	
	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.62
		壁		0.49	0.58	0.86	

		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	
			その他の部分				
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	
その他の住宅		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	
			その他の部分	0.53	0.53	0.76	
<p>1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。</p>							

(2) 断熱材の熱抵抗の基準

イ 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、ロによるものとする。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)				
			地域区分				
			1及び2	3	4, 5, 6 及び7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	1.6
		壁		2.3	1.8	1.1	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土間床等の外周	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	

		周	その他の部分	0.5	0.4	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	1.4
		壁		1.8	1.5	0.9	
		床	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	
			その他の部分				
		土間床等の外周	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	
		土間床等の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5			
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	
		土間床等の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5			
木造枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	
			その他の部分				
		土間床等の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内断熱工法」とみなすことができるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「充填断熱工法」とみなすことができるものとする。
- 7 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- 8 一戸建住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。

ロ 鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56 以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15 以上0.56 未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
0.15 未満	無し	1.91	3.00		
	有り	1.91	3.57	1.43	
3	0.56 以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15 以上0.56 未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50

	0.15 未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4, 5, 6, 7 及び8	0.56 以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15 以上0.56 未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

(3) 構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。）においては、次に定める基準により、断熱補強（熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を行うこと。なお、柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが 900 ミリメートル以上の場合は構造熱橋部として扱うこととし、900 ミリメートル未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取扱うこととする。

断熱補強の熱抵抗の値は、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。

断熱材の施工法		地域区分			
		1 及び 2	3 及び 4	5, 6 及び 7	8
内 断 熱 工 法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600	450	
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1 ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6	0.6	
外 断 熱 工 法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	450	300	200	
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1 ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6	0.6	

4-3 開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を 4-1 に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の表に掲げる住宅の種類に応じた外皮等面積に占める開口部面積の割合（以下、「開口部比率」という。）の区分に応じ、次のイ及びロに定める基準によることとする。

住宅の種類	開口部比率 の区分	地域区分		
		1、2 及び 3	4、5、6 及び 7	8
一戸建ての 住宅	(い)	0.07 未満	0.08 未満	0.08 未満
	(ろ)	0.07 以上 0.09 未満	0.08 以上 0.11 未満	0.08 以上 0.11 未満
	(は)	0.09 以上 0.11 未満	0.11 以上 0.13 未満	0.11 以上 0.13 未満
共同住宅等	(い)	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
	(ろ)	0.05 以上 0.07 未満	0.05 以上 0.07 未満	0.05 以上 0.07 未満
	(は)	0.07 以上 0.09 未満	0.07 以上 0.08 未満	0.07 以上 0.08 未満

イ 開口部(窓の面積(当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。以下4-3において同じ。)
が住宅の床面積の合計に 0.02 を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の熱貫流率が、
開口部比率の区分及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値(単位 1 平方メートル1 度につきワット)			
	地域区分			
	1、2及び3	4	5、6及び7	8
(い)	2.91	4.07	6.51	
(ろ)	2.33	3.49	4.65	
(は)	1.90	2.91	4.07	

ロ 開口部(直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に 0.04 を乗じた
値以下となるものを除くことができる。)の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止す
る部分が、開口部比率の区分、地域区分及び方位に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれ
と同等以上の性能を有するものであること。

住宅の 種類	地域区分	開口部比率 の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、 軒等の設置
一戸建 ての住 宅	1、2、3 及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	5、6及び 7	(い)	
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.74 以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.49 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.74 以下のものに、ひさ し、軒等を設けるもの ハ 付属部材(南±22.5 度に設置するものについては、 外付けブラインドに限る)を設けるもの
	8	(い)	ひさし、軒等を設けるもの
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.68 以下のものに、ひさ し、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
		(は)	ガラスの日射熱取得率が 0.49 以下のものに、付属部材 (南±22.5 度に設置するものについては、外付けブライ ンドに限る)又はひさし、軒等を設けるもの
共同住 宅等	1、2、3 及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	5、6及び 7	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
8	(い)		

	(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	(は)	次のイ又はロに該当するもの イ 付属部材を設けるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの
<p>1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格 R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド)その他これらと同等以上の遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。</p> <p>3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。</p>		

5 一次エネルギー消費量に関する基準については、当分の間、この告示の3の規定にかかわらず、次に定めるところによることができる。

(1) 当該住戸の形状について、一戸建ての住宅については次のイに示す事項、共同住宅等については次のロに示す事項にそれぞれ該当すること。

イ 当該住戸の外皮等面積を床面積の合計で除した数値が、地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

	地域区分	
	1、2及び3	4、5、6、7及び8
基準値	2.9	2.8

ロ 当該住戸の外皮等面積を床面積で除した数値が、次に掲げる計算式により求められる基準値以下であること。

$$\text{基準値} = \alpha \times \frac{\sum_i^n A_{i,bw}}{A_{total}} + \beta$$

この式において、 α 、 $A_{i,bw}$ 、 A_{total} 、 β 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α 、 β ：地域区分ごとに次の表に掲げる係数

$A_{i,bw}$ ：当該単位住戸の界壁・界床等の面積の合計（単位 平方メートル）

A_{total} ：当該単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

n ：界壁、界床等の数

係数	地域区分	
	1、2及び3	4、5、6、7及び8
α	0.3	0.5
β	2.9	2.7

(2) 暖房、冷房、換気、照明及び給湯のそれぞれの設備について、イからホまでに示す事項に該当すること。

イ 当該住宅に採用する暖房設備が、暖房方式、運転方式及び地域区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

暖房方式	運転方式	暖房設備及び効率	
		地域区分	
		1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式		ヒートポンプ式セントラル空調システムであって、暖房能力を暖房消費電力で除した数値が3.76以上であるもの	
居室のみを暖	連続運転	石油温水式パネルラジエー	ガス温水式パネルラジエー

房する方式		タであって、石油温水機器のエネルギー消費効率が83.0%以上であり、かつ配管に断熱被服があるもの	タであって、ガス温水機器のエネルギー消費効率が82.5%以上であり、かつ配管に断熱被服があるもの
	間歇運転	密閉式石油ストーブ（強制対流式）であって、エネルギー消費効率が86.0%以上であるもの	ルームエアコンディショナーであって、暖房能力を暖房消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力(単位キロワット)} + 6.16$

ロ 当該住宅に採用する冷房設備が、冷房方式及び運転方式に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

冷房方式	運転方式	暖房設備及び効率
単位住戸全体を冷房する方式		ヒートポンプ式セントラル空調システムであって、暖房能力を暖房消費電力で除した数値が3.76以上であるもの
居室のみを冷房する方式	間歇運転	ルームエアコンディショナーであって、冷房能力を冷房消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力(単位 キロワット)} + 5.88$

ハ 当該住宅に採用する機械換気設備の比消費電力が、0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下であること

ニ 当該住宅に採用する照明設備において、非居室に白熱灯、又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと

ホ 当該住宅に採用する給湯設備が、地域区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

地域区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯器であって、エネルギー消費効率81.3%以上であるもの	ガス給湯器であって、エネルギー消費効率78.2%以上であるもの